

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運営業務委託事業者募集要項

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運営業務

(2) 目的

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」の知名度向上と、奈良県観光の話題性を高めるため、「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行う。

(3) 業務の内容

以下の業務を企画運営すること。

①県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施

県との協議により契約金額の範囲内で県が指定する行事等への出演を決定。

※操演に係る人件費・交通費・宿泊費及び着ぐるみの送料などの経費は委託料に含む。

【参考：平成28年度実績】

①首都圏等で開催するイベント・テレビ番組等への出演（23回）

②名古屋・近畿圏で開催するイベント・テレビ番組等への出演（20回）

③その他県が指定するイベントへの出演（16回）

②Twitter等SNSを活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施

（平均週3回以上更新するものとする）

③貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修をすること。

・貸与物品・・・既存のせんとくん着ぐるみ2体

官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ衣裳3種類各2着

官服・桜・紅葉のせんとくん着ぐるみ用物品

（頭、ボディあんこ、手袋、靴）一式

④実績報告

四半期ごとに、出演したイベント等で撮影した画像データと参加したイベントでの業務内容を、報告書にまとめ、各四半期終了後10日以内に提出すること。

⑤ その他

上記の業務を遂行するために必要な体制を整備すること。

（ア）「せんとくんだンス」を踊れるキャスト及びアテンドスタッフの確保

※「せんとくん」の着ぐるみに入るキャストは、身長160cm未満の女性が望ましい。

（イ）「せんとくん」の操演スケジュール調整

※イベント主催者等との連絡調整についても、受託事業者側で行うこととする。

(4) 委託期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

(5) 提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

(6) 委託料上限額

6,467千円（消費税及び地方消費税込み）

2. 企画書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②運営企画書（任意様式）

上記記載の委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること。

・業務実施方針

・業務実施フロー図 等

③事業者概要書（様式2）

④類似業務受注実績（様式3）

⑤委託業務実施体制について（様式4）

⑥見積書

(2) 提出部数

6部（正1部、副5部）

※副5部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載は行わないこと。

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 受付期間

①参加申込書

平成29年3月2日(木)～平成29年3月23日(木) 午後5時まで(必着)

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

②運営企画書から⑥見積書まで5点

平成29年3月2日(木)～平成29年3月27日(月) 午後5時まで(必着)

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

(5)提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県地域振興部観光局観光プロモーション課

なお、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること

3. 応募スケジュール

平成29年3月 2日(木)	公告・募集要項配布及び運営企画書・質問等受付開始
3月10日(金)	質問受付終了(午後5時まで)
3月15日(水)	質問回答
3月23日(木)	参加申込書受付終了(午後5時まで)
3月27日(月)	運営企画書等受付終了(午後5時まで)
3月30日(木)	選定審査委員会開催(プレゼンテーション実施、選定)
4月 1日(土)	契約締結

4. 審査、事業者の決定

(1)企画書等の審査

①審査は「せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務事業者選定審査委員会」において行い、最も優れた事業者を選定する。なお、審査は非公開で行う。

②提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。

③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員(書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員)に対して文書で通知する。

④プレゼンテーション審査は、平成29年3月30日(木)に行う予定。時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。

⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を15分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は25分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

(2)運営事業者との契約

①選定審査委員会により最優秀提案者として選定された者が受託者の候補者となり契約締結の交渉を行う。協議が不調のときは、選定審査委員会により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

②契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の

相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

① 運営企画書でなされた有効な提案については必ず実施すること。

② 採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

(1) 委託業務等に関する質問については、次の期間に受け付ける。

○ 質問受付期間：平成29年3月2日（木）～3月10日（金）午後5時まで

※ FAX(0742-27-3510)または電子メール（kanko@office.pref.nara.lg.jp）宛に送付すること。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【せんたくんパフォーマンスチーム派遣運営業務委託事業者公募にかかる質問】と明記し、様式5を使用すること。

※ 送付後、必ず電話(0742-27-8482)にて送信した旨連絡すること。

○ 回 答 日：平成29年3月15日（水）

※ 「奈良県観光プロモーション課」のホームページに公表。個別には回答しないものとする。公表の際、質問者名は記載しない。

(2) 運営企画書等その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の運営企画書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

(3) 提出された書類は返却しない。また提出した運営企画書等を無断で他に使用することはできない。

(4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、指示に従うこと。

(5) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

(6) 募集及び契約については、都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

(7) 提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が2者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに審査手続きを行う。なお、その場合、各審査項目において各委員の評価の合計点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。